

令和 6 年 第 3 回

南阿蘇村議会定例会会議録

令和 6 年 9 月 6 日 召集

南阿蘇村議会

会期日程

令和6年第3回定例会

会期8日間

期 日	曜日	区 分	時 間	日 程 等
9月6日	金	本会議	午前10時	開会宣言 提出議案上程 会議録署名議員の指名 会期の決定 諸般の報告 上程議案説明 一般質問
9月9日	月	総務産業 常任委員会	午前10時	
9月10日	火	文教厚生 常任委員会	午前10時	
9月11日	水	休 会		議案審議のため
9月12日	木	合同常任委員会	午前10時	2常任委員会による合同審査 (大会議室)
9月13日	金	本会議	午前10時	委員長報告 質疑 討論 採決 閉会宣言

第 1 号

9月6日(金)

令和6年第3回南阿蘇村議会定例会 議事日程

令和6年9月6日(金)

午前10時00分 開会

於 南阿蘇村役場 議場

開会宣言

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定について |
| 日程第3 | 諸般の報告 |
| 日程第4 | 報告第8号 専決処分事項の報告について |
| 日程第5 | 報告第9号 令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について |
| 日程第6 | 認定第1号 令和5年度南阿蘇村一般会計決算の認定について |
| 日程第7 | 認定第2号 令和5年度南阿蘇村国民健康保険特別会計決算の認定について |
| 日程第8 | 認定第3号 令和5年度南阿蘇村簡易水道特別会計決算の認定について |
| 日程第9 | 認定第4号 令和5年度南阿蘇村農業集落排水特別会計決算の認定について |
| 日程第10 | 認定第5号 令和5年度南阿蘇村生活排水処理事業特別会計決算の認定について |
| 日程第11 | 認定第6号 令和5年度南阿蘇村介護保険特別会計決算の認定について |
| 日程第12 | 認定第7号 令和5年度南阿蘇村後期高齢者医療特別会計決算の認定について |
| 日程第13 | 認定第8号 令和5年度南阿蘇村上水道事業会計決算の認定について |
| 日程第14 | 決算審査の報告 |
| 日程第15 | 議案第53号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について |
| 日程第16 | 議案第54号 南阿蘇村国民健康保険条例の一部改正について |
| 日程第17 | 議案第55号 南阿蘇村営住宅管理条例の一部改正について |
| 日程第18 | 議案第56号 南阿蘇村工場等設置奨励条例等の一部改正について |
| 日程第19 | 議案第57号 令和6年度南阿蘇村一般会計補正予算(第3号)について |

- 日程第 20 議案第 58 号 令和 6 年度南阿蘇村国民健康保険特別会計補正
予算（第 1 号）について
- 日程第 21 議案第 59 号 令和 6 年度南阿蘇村介護保険特別会計補正予算
（第 2 号）について
- 日程第 22 議案第 60 号 令和 6 年度南阿蘇村後期高齢者医療特別会計補
正予算（第 1 号）について
- 日程第 23 議案第 61 号 令和 6 年度南阿蘇村簡易水道事業会計補正予
（第 1 号）について
- 日程第 24 議案第 62 号 令和 6 年度南阿蘇村下水道事業会計補正予算
（第 1 号）について
- 日程第 25 議案第 63 号 財産の無償貸付について
（村営住宅「原尻団地」）
- 日程第 26 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（13名）

1 番	辰 巳 和 美	9 番	桐 原 純 男
2 番	岡 智 則	10 番	工 藤 保 雄
3 番	坂 田 正 也	11 番	笠 野 眞 喜
4 番	河 内 克 也	12 番	橋 本 功
5 番	市 原 恵 一	13 番	後 藤 征 昭
7 番	今 村 竜 喜	14 番	山 室 昭 憲
8 番	丸 野 健一郎		

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

村 長	吉 良 清 一
副 村 長	児 玉 みどり
教 育 長	今 村 了 介
総 務 課 長	藤 本 哲 章
企画観光課長	野 口 幸 広
教育委員会事務局長	古 澤 太 介
建 設 課 長	笠 功 祐
会 計 課 長	下 田 朱 美
健康推進課長	園 田 秀 也
農 政 課 長	今 村 洋 一
住民福祉課長	高 宮 喜美男
税 務 課 長	片 島 弘 幸
水・環境課長	今 村 隆 博
定住促進課長	梅 田 雄 治

子育て支援課長 吉 弘 泰 彦

5. 職務のため会議に出席した者の職・氏名

議会事務局長 桐 原 恵

議会事務局主幹 長 野 純 哉

開会 午前10時00分



○山室昭憲議長 おはようございます。定足数を満たしておりますので、ただいまから、令和6年第3回南阿蘇村議会定例会を開会いたします。
一同その場に起立をお願いします。

礼。

おはようございます。御着席をお願いします。会議を始める前に議長からお願いを申し上げます。マスクの着用については、個人の判断に委ねます。発言される場合は、マスク外しマイクを使って御発言をお願いいたします。また、会議中の携帯電話については、十分御配慮をお願いいたします。これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。



日程第1 会議録署名議員の指名について

○山室昭憲議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番河内克也議員。5番、市原恵一議員を指名いたします。



日程第2 会期の決定について

○山室昭憲議長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期は本日から9月13日までの8日間とし、お配りしております会期日程のとおりとおりましたいと思ひます。これに異議ございませぬか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 異議なしと認めます。よって、本定例会は会期日程のとおりとし、会期は本日から13日までの8日間と決定をいたしました。



日程第3 諸般の報告について

○山室昭憲議長 日程第3、諸般の報告、議長、各委員長、及び、広域議員代表並びに監査委員の報告内容につきましては、タブレットに配付のとおりです。



日程第4 報告第8号 専決処分事項の報告についてから

日程第5 報告第9号 令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

日程第6 認定第1号 令和5年度南阿蘇村一般会計決算の認定について

日程第 7	認定第 2 号	令和 5 年度南阿蘇村国民健康保険特別会計決算の認定について
日程第 8	認定第 3 号	令和 5 年度南阿蘇村簡易水道特別会計決算の認定について
日程第 9	認定第 4 号	令和 5 年度南阿蘇村農業集落排水特別会計決算の認定について
日程第 10	認定第 5 号	令和 5 年度南阿蘇村生活排水処理事業特別会計決算の認定について
日程第 11	認定第 6 号	令和 5 年度南阿蘇村介護保険特別会計決算の認定について
日程第 12	認定第 7 号	令和 5 年度南阿蘇村後期高齢者医療特別会計決算の認定について
日程第 13	認定第 8 号	令和 5 年度南阿蘇村上水道事業会計決算の認定について

○山室昭憲議長 日程第 4、報告第 8 号、専決処分事項の報告についてから、日程第 13、認定第 8 号、令和 5 年度南阿蘇村上水道事業会計決算の認定についてまでを議題といたします。それでは、提案理由の説明を村長に求めます。村長。

○吉良清一村長 おはようございます。9月の定例会御苦労さまです。昨日、ダイヤモンド婚と金婚式、挙行いたしました。議長、それから副議長、それから笠野委員長には出席を頂いております。ダイヤモンド婚が19組、うち11組の参加がございました。それと金婚式は46組のうち28組の参加があつて、お祝いをすることができました。それでは、本日議案といたしまして、本定例会に上程しておりますのは、専決処分の報告が1件、決算の報告が1件、決算の認定が8件、規約の変更が1件、条例、条例の改正が3件、令和6年度補正予算が6件、財産の無償貸付が1件、以上21、21件となっております。御審議頂き、議決を頂きますようお願い申し上げます。それでは各議案について御説明を申し上げます。初めに、報告第8号、専決処分事項の報告についてであります。本議案は、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定め和解することについて、令和6年8月8日、に専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により、報告するものであります。本案件は、令和6年6月19日に発生いたしました、事故に関して、速やかに賠償損害賠償金を支払う必要があつたことから、地方自治法第180、180条第1項の規定に基づく専決処分により、対応とさせていただきました。なお、本村が負う損害賠償額の全額に賠償保険、損害保険が適用されることとなっております。事

件の概要などにつきましては、記載のとおりでございます。次からは、令和5年度決算の報告案件です。報告第9号、令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてであります。本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、令和5年度決算における健全化判断比率及び資金不足、資金不足比率について監査委員の審査に対し、監査委員の審査に付し、その意見について報告するものであります。健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字額はありません。実質公債費比率、公債費比率については、令和5年度の比率が12.7%となり、早期健全化基準の25%を下回ったものとなっております。また、将来負担比率については22.3%となっております、これも、早期健全化基準の350%を下回ったものとなっております。続いて、資金不足比率についてですが、本村の上水道事業会計、簡易水道特別会計、集落農業集落排水特別会計、生活排水処理事業特別会計ともに、資金不足はございません。次は、令和5年度の決算認定についてであります。議案書のフォルダ、お手元のタブレットの議案書フォルダ内の実質収支に関する調書によりまして説明をさせていただきます。それでは1ページをお開きをお願いします。認定認定第1号令和5年度南阿蘇村一般会計決算の認定についてであります。一般会計の決算額は、歳入総額は132億7,757万9,766円、歳出総額が126億6,524万7,917円。歳入歳出差し引き額が6億1,233万1,849円となり、明許繰越費、繰越し明許費、事故繰越に伴う翌年度に繰り越す繰り越すべき財源が6,672万6,800円でありますので、実質収支額は5億4,560万5,049円となっております。また、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入れ額として、実質収支額の2分の1を下回らない額2億7,300万円を財政調整基金に積立てております。続いて2ページをお開きをお願いします。認定第2号、令和5年度南阿蘇村国民健康保険特別会計決算の認定についてであります。歳入総額が16億2,940万3,919円。歳出総額が16億2,593万5,461円。翌年度に繰り越す繰り越すべき財源はありませんので、歳入歳出差し引き額、実質収支額ともに346万8,458円となっております。続いて3ページをお開きをお願いします。認定第3号、令和5年度南阿蘇村簡易水道特別会計決算の認定についてであります。歳入総額が3億5,918万5,705円。歳出総額が3億9,942万1,983円。歳入歳出、差し引き額はマイナス4,023万6,278円となり、公営企業会計移行に伴い、翌年度に繰り越すべき財源はありませんので、実質収支もマイナス4,023万6,278円と赤字決算となっております。なお、簡易水道特別会計は令和6年度から公営企業会計に移行したことに伴い、3月31日で妥結決算、打切り決算をいたしました。が、沢津野地区のボーリング採掘

分の財源となる予定であった、企業債の協議が、来年、年度末、企業債の協議が年度末になったこと、水道使用料3月調定分の収入が4月以降になったことにより、赤字決算となっております。赤字分の債務につきましては、公営企業会計に引き引き継いで会計処理を行ってまいります。続いて、4ページをお開き願います。認定第4号、令和5年度南阿蘇村農業集落排水特別会計決算の認定についてであります。歳入総額が1億4,595万8,331円。歳出総額が1億4,025万6,551円。歳入歳出差し引き額が570万1,780円となり、公営企業会計移行に伴い、翌年度に繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額も570万1,780円となっております。続きまして、5ページをお開きをお願いします。認定第5号、令和5年度南阿蘇村生活排水処理事業特別会計決算の認定についてであります。歳入総額が7,828万2,783円、歳出総額が7,800万1,787円、歳入歳出差し引き額が28万996円となり、公営企業会計移行に伴い、翌年度に繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額も28万996円となっております。続いて6ページをお開きをお願いします。認定第6号、南阿蘇村第6号、令和5年度南阿蘇村介護保険特別会計決算の認定についてであります。歳入総額が17億6,880万9,886円、歳出総額が17億2,681万8,561円、歳入歳出差し引き額は4,198万1,325円となり、翌年度に繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額も4,199万1,325円となっております。続いて7ページをお開きをお願いいたします。認定第7号、令和5年度南阿蘇村後期高齢者医療特別会計決算の認定についてであります。歳入総額が2億4,063万4,418円、歳出総額が2億2,408万8,012円、歳入歳出差し引き額が1,654万6,406円となり、翌年度に繰越し分、繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額も1,654万6,406円となっております。続きまして認定の第8号になります。令和5年度、南阿蘇村、上水道事業会計決算の認定についてであります。議案書フォルダ内の議案書フォルダ内の上水道事業決算報告書というファイルがありますので、そちらのほうを御覧ください。それでは1ページをお開きをお願いします。(1)収益的収入及び支出の決算額では、収入相応、収入合計が3,402万1,925円。支出合計が3,629万380円となっております。続いて、2ページの(2)資本的収入及び支出の決算額では、収入合計が1,211万9,038円。支出合計が1,658万4,288円となっております。そして最後の16ページ、最後の16ページをお開きをお願いします。令和5年度南阿蘇村水道事業報告ですが、給水事業、給水人口は609人、年間配水配水量は16万790立方メートルで、前年度より、1,000、1万7,430立方メートルの減となっております。経理状況では、水道事業収益が3,230万7,229円に対しまして、水道事

業の費用が3,562万969円であり、差し引き331万3,740円の純損失となっております。資本的収入及び支出では、資本的収入が1,211万5,238円、資本的支出が1,617万5,557円であり差し引き、405万9,319円の純損失となりました。以上が決算の認定について、一括して説明を申し上げました。どうぞ認定を頂きますようよろしく願いをお願いを申し上げます。

○山室昭憲議長 以上で、認定第8号までの説明を終わります。

-----○-----

日程第14 決算審査の報告について

○山室昭憲議長 日程第14、決算審査の報告を代表監査委員の吉里啓文氏にお願いをいたします。

○吉里啓文代表監査委員 監査委員をしております吉里でございます。村議会選出の橋本監査委員とともに、令和5年度の決算につきまして審査を行いましたので報告させていただきます。1ページを御覧頂きたいと思っております。審査の概要としまして、審査の対象は(1)の一般会計から(8)の上水道会計まで八つの項目で決算を審査いたしました。審査の期間にいたしましては、令和6年7月18日から25日までの間、実質5日間で実施しております。審査の方法につきましてはそこに書いてあるとおりでございます。審査の結果につきまして、令和5年度一般会計特別会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、及び財産に関する調書、関係法令に準拠して作成されており、決算数計は関係諸帳簿及び関係書類と照合した結果、誤りはないものと認められました。また各種基金の運用状況を示す書類の計数についても関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、決算は適法且つ適正であると認めました。2ページをお願いいたします。総括としまして歳入の決算額が174億9,985万4,808円。歳出の決算額が168億5,977万272円、差し引き残額の6億4,008万4,536円となっております。続きまして、6ページをお願いいたします。歳入の構成につきましては、自主財源と依存財源の構成割合構成割合が31.7対68.3となっており、自主財源の占める割合が非常に低いものとなっております。次に7ページをお願いいたします。村税の徴収につきましてですが表5の2の合計の欄、前年度からの増減で前年度からマイナス、3,582万4,000円ということで、前年比マイナス2.98%となっております。次に9ページをお願いいたします。歳出につきましてですが、令和4年度の決算が、137億6,039万9,000円。5年度の決算が126億6,524万8,000円となっており、対前年比8%のマイナスとなっております。10ページの性質別経費につきましては、投資的経費が31.3%と前年度より大幅に減額となっております。11ページの事業別

起債高の推移についてお知らせ、お話しいたします。令和5年度末の起債残額、残高は199億9,943万4,000円となり、全体額では、令和4年度末と比較しまして、20億8,958万2,000円の減額となっております。次に、特別会計は先ほど村長のほうから説明があっておりますので、説明を省かせていただきます。最後に、23ページの結びですけれども、令和5年度一般会計特別会計公営企業会計それぞれの決算基金の運用状況とあわせて、地方公共団体の財政健全化に関する法律に基づき、財政指標等について審査を行いました。審査の結果それぞれの項目で記載していますが、総合的な部分については議員も含めて審査時に指定してきておりますのでは省かせていただきます。各課所局ともに計数等に誤りはなく、関係諸表も全体的に整理され、会計処理は正確であることを認めました。しかしながら審査の際に、予算執行過程の質問について、担当者よりの確かな納得いく答えが得られなかった科目もございました。また村よりの各種団体への補助金の規則要綱に沿って交付されていますが、その補助金額以上の額が次年度へ繰り越さ繰り越されている事例がありました。再度交付に対して検証が必要と思います。全体的に村民の信頼を失うことのないよう指摘しておきます。行政事務については、全体的に村民の理解と行政担当者の日頃の努力により、厳しい財政状況の中、震災関連も含め、計画された事業が適切に執行されていることと財政収支の均衡保持に類し、無駄を省き、経費削減に努め、超高齢化社会が進む中、福祉、農業振興、土木、教育、消防等の各分野にきめ細かな、もろもろの施策が着実に執行されていることは当然のこととはいえ、高く評価に値するものと言えます。財政状況については、財政の弾力性を示す経常収支比率が95.4%と、昨年度に比べ0.5ポイント上昇しております。標準値では75%以下が望ましいとされております。地方交付税の減少や災害復旧事業に伴う負担の増加は、厳しい財政状況であることから、将来的に健全財政を維持するためには、人件費、団体等への補助金、扶助費等の経常経費の見直しと削減に取り組む必要があると考えます。起債を利用した各種事業が実施され、地方公共交付税に導入されている有利な起債が利用されていますが、一般財源の負担も相当増えてきております。新規事業については、十分な検討をされ、慎重な取組を求めるとともに、議会の議決を得て予算化されている事業についても、今必要なのか、少し策増していいのはいいいのではないかな等の再検討を行い、行いながら執行されるべきと考えます。熊本地震で当村においても多大な被害を受けましたが、南阿蘇鉄道の全線開通やJRの肥後大津駅までの乗り入れ等も始まり、また国道57号新阿蘇大橋等の開通し、復興へ向けて大きく前進していると感じられます。しかしながら、住民の方の中には、現在に至っても、震災による生活再生が厳しい状況の中、一昨年からの新型コロナウイルス感染拡大によ

る、本村経済の落ち込みが相当なものがあります。さらなる試練に見舞われている村においては、住民の方たちが安心して生活再建への道筋が立てられるよう施策をお願いいたします。終わりに、今後財政が厳しくなると予測されますが、国、県の施策等も勘案しながら、もろもろの課題を解決し、議会執行部がそれぞれの立場で、活力ある村づくりを目指しての議論を深めて、安心して心豊かに住める村づくりにつながることを切望して、結びといたします。以上で報告を終わります。

○山室昭憲議長 各監査委員さんにおかれましては、決算審査ありがとうございました。

-----○-----

○山室昭憲議長 暫時休憩いたします。

-----○-----

午前10時24分 休憩

午前10時24分 再開

-----○-----

日程第15 議案第53号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更
について

日程第16 議案第54号 南阿蘇村国民健康保険条例の一部改正について

日程第17 議案第55号 南阿蘇村営住宅管理条例の一部改正について

日程第18 議案第56号 南阿蘇村工場等設置奨励条例等の一部改正について

日程第19 議案第57号 令和6年度南阿蘇村一般会計補正予算(第3号)
について

日程第20 議案第58号 令和6年度南阿蘇村国民健康保険特別会計補正
予算(第1号)について

○山室昭憲議長 再開いたします。日程第15、議案第53号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてから、日程第20号、議案第63号、財産の無償貸付について、までを議題といたします。それでは、提案理由の説明を村長に求めます。村長。

○吉良村長 それでは次からは条例案件です。まず、議案第53号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてであります。本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和6年12月2日より、現行の被保険者証の発行を終了することから、熊本県後期高齢者医療広域連合規約を変更するため、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものであります。次に議案第54号、南阿蘇村国民健康保険条例の一部を改正、一部改正に

ついてであります。本議案は、全議案同様の法改正に伴い、令和6年12月2日より国民健康保険の被保険者証の発行を終了することから、所要の改定を行うものであります。次に議案第55号、南阿蘇、南阿蘇村営住宅管理条例の一部改正についてであります。本議案は、現行条例で定める原尻団地において、令和6年2月に入居者が退去して以降、住宅としての利用がなく、政策空き家となっているため、今後の有効利用として、適正管理の観点から、その用途を廃止し、行政財産から普通財産に用途を変更するため、所要の改定を行うものであります。次に議案第56号、南阿蘇村工場等設置奨励条例等の一部改正についてであります。本議案は、農村地域、工業等導入促進法の改正や地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の整備などに伴い、関連関連条文の条文の整理など所要の改定を行うものであります。次からは、補正予算です。まず、議案第57号、南阿蘇村、第57号、令和6年度南阿蘇村一般会計補正予算第3号についてであります。今回の補正予算は歳入歳出それぞれ6,398万3,000円を増額をいたしまして総額を119億3,445万8,000円とする補正予算であります。主な歳入補正の内容につきましては、交付決定により、地方交付税を2億3,287万9,000円の増額、デジタル基盤改革支援補助金などに伴う国庫支出金2,618万5,000円の増額、当初予算時に繰入れていたが、合併特例通減対策準備基金の戻入れ等による、繰入金をマイナス2億7,111万円の減額です。前年度決算に伴う繰越金1,530万5,000円を追加計上しております。また、旧長陽西部小解体設計等の合併特例債等による、村債、これが5,067万2,000円を増額としております。主な歳出の補正内容につきましては、総務費において村政施行20周年記念事業、空き家実態調査、空き家等対策基本計画策定事業などにより1,893万8,000円の増額、民生費においては、地域包括支援センターネットワーク設備整備事業及び国保財政安定化支援繰出金の増額、また旧長陽西部小解体設計などにより2,917万1,000円の増額、農林水産業費においては、あそ望の郷トイレ改修設計業務及び高級防火帯緊急整備事業などにより、2,336万9,000円の増額、教育費においては、久木野小グランド暗渠排水整備設計業務などにより1,062万1,000円の増額、また、災害復旧費において、村道ゴルフ場湯の谷線災害復旧事業及び、谷川災害復旧に係る用地買収事業などにより、1,890万円を増額をしております。次に議案第58号、令和6年度南阿蘇村国民健康保険特別会計補正予算第1号についてであります。今回の補正予算は歳入歳出それぞれ283万2,000円を増額し、総額を19億3,855万4,000円とする補正予算であります。主な補正内容につきましては、歳入で財政調整基金の繰入れ及び前年度決算に伴う繰越金の調整を行っております。歳出では、保険証の一体化

に向けたシステム改修事業を計上しております。次に、議案第59号、令和6年度南阿蘇村介護保険特別会計補正予算第2号についてであります。今回の補正予算は歳入歳出それぞれ3,660万6,000円を増額し総額を17億7,803万円とする補正予算であります。主な補正内容につきましては、歳入でケアプランデータ一連携活用促進事業県補助金及び前年度決算に伴う繰越金の増額となっております。歳出では、ケアケアプランデータ一連携活用促進事業及び前年度精算に伴う国庫支出金等、過年度返還金の増額となっております。次に、議案第60号、令和6年度南阿蘇村後期高齢者医療特別会計補正予算第1号についてであります。今回の補正予算は歳入歳出それぞれ1,054万6,000円を増額し、総額を2億5,173万6,000円とする補正予算であります。主な補正内容につきましては、歳入で、前年度決算に伴う繰越金の増額、歳出では、前年度精算に伴う後期高齢者医療広域連合納付金の増額となっております。次に議案第61号、令和6年度南阿蘇村簡易水道事業会計補正予算第1号についてであります。今回の補正予算は歳入歳出それぞれ553万8,000円を減額し、総額を5億9,732万3,000円とする補正予算であります。主な補正内容につきましては、人事異動に伴い、職員が1名減となったことによる減額となっております。次に、議案第62号、令和6年度南阿蘇村下水道事業会計補正予算第1号、についてであります。今回の補正予算は歳入、7,119万円、歳出6,355万6,000円とそれぞれ減額をしまして、総額を3億2,351万3,000円、歳出、3億6,016万9,000円とする補正予算であります。主な補正内容につきましては、農業集落排水処理場電気施設更新事業の減、農業集落排水処理10号ポンプ鉄蓋の改修事業の増、また、下水道事業公営企業会計移行に伴うシステム構築にかかるシステム構築に係る公債費の増となっております。以上が補正予算に関する提案説明であります。最後に、議案第63号財産の無償貸付についてであります。本件は、議案第55号において、住宅用途を廃止する原尻団地の利活用として、農業後継者の育成並びに農地保全対策、地域農業振興と活性化を目的に、当施設を一般社団法人南阿蘇村農業みらい公社へ無償で貸付しようとするものであります。貸付財産や相手方などの詳細は記載のとおりでございます。以上が、提案理由の説明であります。御理解を頂き、議決を頂きますようよろしくお願い申し上げます。

- 山室昭憲議長 以上で、今回、執行部から提案されました。全議案についての説明を終わります。お諮りします。認定第1号、令和5年度南阿蘇村一般会計決算の認定についての審査は、各常任委員会に付託して審査、認定第2号から認定第8号につきましては、所管する文教厚生常任委員会に付託して審査することに、いたしたいと思っております。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 山室昭憲議長 異議なしと認めます。したがって、認定第1号から認定第8号につきましては、各常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定をいたしました。

-----○-----

日程第26 一般質問

- 山室昭憲議長 日程第26、一般質問を行います。発言の通告があつておりますので、これより順に質問を許します。質問する方は、要点を簡潔にお願いいたします。答弁される方は、質問内容についての的確に答弁をお願いいたします。なお、質問時間は1人、20分以内となっておりますので、御承知願います。4番河内克也議員の質問を許可します。河内君。

- 4番河内克也 4番、河内です。我々の任期は来年の3月5日まで、任期も6か月半年を切りました。残された任期、さらに勇気を出し、職責を全うするという強い気持ちで今議場におります。それでは議長の許可を頂きましたので、質問を行います。議長今回も2問ありますので、一問一答方式の許可をお願いいたします。

- 山室昭憲議長 許可します。

- 4番河内克也 ありがとうございます。そして今回も、事前に議長の許可を頂き、補助資料を端末に掲載、また、傍聴席にペーパーで配付頂いております。感謝申し上げます。この資料を最大限活用し、簡潔にまいります。私は前々回から同じ事柄を再び質問を行つています。前も申し上げましたが、この意図は、村民の貴重な声を代弁し、質問、答弁を頂き、建設的な論議を行った後、その後、経過、結果を検証することが非常に重要であるとの考えからです。それでは1問目、私はちょうど3年前、村内に設置された誘導サイン、看板の再整備に関し、質問を行いました。内容は資料に抜粋掲載し、蛍光ペンでラインを引いていますが、その自然に取り組む案内看板を充実させ、村の自然、文化、観光庁、最大限にアピールすることが重要です。基本となる、阿蘇サイン計画から30年経過し、今、雄大な村の自然環境にふさわしいサインの在り方を総合的に検討すべき時期に来ています。サインの掲載内容の更新等、既設サインの現状把握と再整備ははてなマークという内容の質問でした。担当課長の答弁は、阿蘇サイン計画に基づき整備を進めてきた。課題は、国際化への対応、老朽化、過剰設置、表示情報更新、民間を含めた統一性のある再整備や集約化であり、これから計画的な改修、再整備を進めていくという答弁でした。質問から3年経過し、台帳と看板の更新は、既設サインの集約化は、改修等再整備は進んだのか。現状を私なりに調査した上で、まず質問を行います。以上です。

- 山室昭憲議長 吉良村長。

○吉良清一村長 それでは質問にお答えをいたします。震災から8年がたちまして、これから、インバウンド等、観光客も増えてくると思います。南阿蘇のイメージを上げるためにも、この誘導看板というものの整備は非常に重要な課題と考えまして、タイムリーな質問というふうに捉えております。それでは、課題として指摘されておりますのは、誘導サインの老朽化や表示情報の更新に関しましては、令和3年10月に、村内の観光案内看板の椅子、一斉に調査を実施しております、その結果に基づきまして、計画的、且つ、継続的に改修及び更新作業を進めているところであります。過去3年間にわたり、村内に26か所、村内の26か所にあります。南阿蘇村周遊案内看板、周遊案内看板の全てを更新をいたしまして、観光施設の誘導看板、これは61か所ありますけれども、そのうちの57か所は整備をし、4か所は撤去を行っております。特に阿蘇サイン計画に基づくデザイン等、色彩を考慮した、それを考慮した再整備を行うことで、景観に配慮した看板の充実化と統一化を進めております。また、看板整備に際しましては、日本語と英語の2言語を基本としまして、ピクトグラム、ピクトグラムというのは絵文字のことですけれども、絵文字を効果的に活用することで、国際化への対応を図っております。訪日外国人観光客が特に多い白川水源におきましては、日本語と英語に加えまして、中国語、これはもう繁体字と簡体字です。それから、韓国語も含めた多言語さんへの更新を先行的に実施しまして、外国の方でも、より快適に、観光を楽しめる環境を整備しております。今後も引き続き必要な改修やサインの集約化を進め、来訪者にとって分かりやすく、景観に配慮した観光誘導を実現してまいります。以上で答弁を終わります。

○山室昭憲議長 河内議員。

○4番河内克也 4番、河内です。答弁を頂きました。これから村内サイン整備をさらに進め、充実させ、さすが南阿蘇村と言われるように議論していきたいと思っております。村長の答弁では、一般質問、質問後すぐに一斉調査を実施し、計画的且つ継続的に改修更新作業を進めている。26か所の周遊案内看板、地図マップと思いますが、全て更新、誘導看板の今、57か所とおっしゃったと思いますが整備、そして4か所の撤去を行ったということでした。確かに整備をされているのは私も確認しました。しかし、まだ未整備もあります。御面倒ですが、私がつくった資料の右の現状のほうの写真を御覧ください。右のほうです。村内のサインを見てきました。1番上の写真のほうです。Aです。Aから、これらの質問後、すぐに対応された看板です。Aでは、旧久木野庁舎のLOOPの入り口のところにあります。これ児玉副村長が教育委員会の局長のときにすぐに質問後対応されて、更新をされたサインです。右のほうは確か阿蘇郡市の美化条例か何かで消えかけていた看板をLOOPの看板でうまく利用され

ております。左のサインも内容の更新をされています。Aは対応された部分です。下のBに行きます。これは先ほどのサインから2,150メートル行った猶須の交差点、要は、これは村民の御協力で民地に立っています。サイン自体は更新されていますが、その下のブロック塀に個人のお店の看板がずらっとあります。もちろん生業それから生活が1番ですので、看板は必要です。ただ行政の仕事としては、行政主導で集約化をすべき、か所だと思います。あとCとDです。これは長陽地区で、たしか民間の施設のサインです。ほとんどもう見えませんし、ツールで、全くサインの機能を果たしていません。D、これも木の枝で、近くまでいかなければ見えません。こういった看板は皆様もよく、新阿蘇大橋から入ってすぐのところとか、草が繁茂して見えなかつたりとか、そういうか所は多くあります。1番下Eです。これは旧久木野時代に、こういった神社仏閣、そして、民間の施設辺りを集約化した、看板でした。しかし、もう木杣されて倒れそうになっています。これらが本当台帳漏れではないかと思っています。このようにまだ十分でないサインも多くあります。私は30年前、サイン計画整備に、携わっていました。当時環境保全の要綱でしたので、お店を開店される方、移住され、施設をオープンされる方に根気強くサインについてお願いをしてきました。個人のお店のサインと行政主導で集約化したサインについていろいろお願いをしてきました。村のサイン整備に関し、私の経験から、四つの基本が大事です。是非職員の若手の方もですね、是非、当たり前のことばかりですが、理解していただきたいと思います。そして担当課だけでなく、サインに掲載されている施設の担当課にも、是非理解をしていただいで一緒に進めていただきたい。申し上げます一つ。村外からおいでになる方に分かりやすいサインであること、分かりやすいサイン、一つ、阿蘇の景観に配慮したデザインであること。一つ、今答弁で、ピクトグラムを活用とありましたが、外国人、高齢者、障害をお持ちの方など全ての方に優しい表示となるよう配慮すること。いわゆるユニバーサルデザインのことで。この件では答弁で白川水源のサイン整備の答弁はありました。一つこれ大事なことです。適切な整備、維持、管理を行うこと。今申し上げましたように管理できていないサインもあります。最後二つはインバウンド対策もあり、今補助金も用意されていると思います。以上のことから、行政担当課長野口課長に、三つまずお聞きします。答弁では台帳整備の話はありませんでしたが、台帳は整備をされたのか。集約化についてはどういう考えか。そして、補助金は活用されているのか、三つ確認をいたします。以上です。

○山室昭憲議長 企画観光課長。

○野口幸広企画観光課長 河内議員の質問にお答えします。台帳の整備ということですが、台帳の整備は設置場所の写真等で一応管理台帳を作成しており

ます。それから集約化については民間事業主、民間事業者の看板も含めてだろうと思いますが、事業主の方々と協議を行いながら集約できるものは集約していきたいというふうに考えております。あと補助金と補助金の活用についてですが、インバウンド事業関係の補助金がありますので、そういったものを活用しながら、多言語とかピクトグラム、などの表記に努めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○山室昭憲議長 河内議員。

○4番河内克也 はい。4番、河内です。是非ですね、三つ取り組んで頂きたいと思います。サインの先進地は我々、阿蘇地域とも言えますが、行政には自然景観が売りの長野県の軽井沢、栃木的那須高原等、そういった先進地もありますサインの先進地、そして、京都、日本が誇る都京都ですね。ここもサインのもう古くから対応されてきたところです。是非、先進地を調査頂き、合併から20年、担当が増えたという合併のスケールメリットを是非生かしていただいて、サインの先進地となるよう取り組んで頂きたい。村民の皆様、執行部、議会が議論し、整備を進めていきたい。ちょっと最後長くなっていますが、私の強い気持ちを込めた質問を今行っています。最後に村のサインに関し、村民に対するメッセージを紹介したいと思います。今から読み上げますのはこれユーチューブにも上がっています。で、熊本県の木村知事の今年行われた選挙期間中の言葉を紹介します。いいます。南阿蘇村は、いうことない、素晴らしい。みんな憧れを持っています。みんなが住みたい村です。移住についても、私も一緒に受入れ体制をつくっていきたい。そして、村民皆様、村のブランドを維持してください。県道熊本高森線の俵山トンネルを抜けるとわっとは知事の言葉です、わっと、田園風景が広がります。そして、道沿いのお店、看板、裏の看板は色が統一されきれいです。村のブランドを維持してください。みんなの期待値を維持してください。このような村の地域づくりを心から感謝しています。以上です。村民に対するメッセージというか、南阿蘇村に対する熱い思いの言葉だと私は何回もユーチューブで見えています。サイン整備は行政にとって非常に重要です。村長に、サイン整備に対するお考え、そして今の木村知事のメッセージをどう受けておられるのか、最後にお聞きいたします。

○山室昭憲議長 吉良村長。

○吉良清一村長 はい。いい質問をしていただきました。先ほどもお答えしましたように、これから南阿蘇村のイメージを上げるために、サインというのは非常に重要と考えております。訪れた方がいい村だねという、思っただけのように、そうしたサインに、景観に配慮したサインに、しっかりと取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○山室昭憲議長 河内議員。2問目、簡明簡潔にまいります。

○4番河内克也 令和4年の定例会で、県道熊本高森線の全線改良終了について一般質問を行いました。質問内容は補助資料ナンバーⅡにありますように、主要地方道、県道28号熊高線は、村民県民の大事な生活路線で、観光道路であり、現在まで熊本県の工事として、村の支援、村民の御協力で、改良工事は進んできましたが、工期が極端に長くなっており、早期に工事終了を望む声が多い、多くあります。古い木の倒木の心配もあります。改良進捗状況と現在の課題、今後の事業展望についてお聞きをいたしました。2年半前に質問をしました。資料にもありますように、建設課長の答弁では、事業展望の質問では、進捗が図れないのは、用地交渉が難航しているか所が数件あること。熊本地震の復旧復興に優先することが必要で、予算の確保、予算の確保が十分できなかったことが原因。今後、熊本県は、用地難航か所の課題を解決し、令和8年度中の全線完成を目指すという答弁と、村も要望活動を強化していくという御説明でした。しかし、現在、なかなか進まない現在の状況から、2年後の完成時期に不安の声が多くあります。そして、スピード超過の車、マナー違反のドライバーも多く、交通事故の心配もあります。また、工事の遅れで迷惑を被っている沿線住民もいらっしゃいます。一つの例を御説明します。御面倒ですが資料の右のほうを御覧ください。私も50年ぶりぐらいちょっと製図を書いてみましたが、これは久石の入り口地区の1例です。上のほうが平面図で下のほうに断面図、横断図ですね。県道の拡幅工事が行われていますが、U字溝がここにつながっていないために、水が道路の水それから側溝の水がずっと民間のほうに入ってきます。横断図を御覧頂くと、坂ですので、低いところに水が集まってきて、そこのお住まいの方はもうどうしようもないんで自分でU字溝を入れてグレーチングをかぶせて、対応されています。こういう状態が10年近く続いています。工事が長期に及んでいることで、上記のように迷惑をこうむっている村民もいらっしゃいます。質問から2年半、用地難航か所の状況は、村の要望活動はされているのか、全線完成時期は、最新の事業展望を伺います。以上です。

○山室昭憲議長 吉良村長。

○吉良清一村長 ただいまの県道熊本高森線の全線の改良終了ということについての御質問にお答えをいたします。この熊本高森線というのは、昭和61年に熊本阿蘇幹線道路整備促進期成会、これは熊本阿蘇幹線道路というのは、高千穂から山鹿まで続いておりますけれども、その沿線の関係自治体が17市町村あります。17市町村でその期成会を設立をいたしております。昭和61年です。期成会長は南阿蘇村、今は私です。道路の整備の促進、整備の促進を図ってきております。そして南阿蘇村では、平成17年の12月に南阿蘇交流触れ合い道路づくり協議会というものを発足させまして、俵山ルートの橋梁、

トンネルを含む含む俵山バイパス区間延長6キロメートルの早期実現に向けた活動を展開してきております。このように長年にわたる期成会活動の成果が実りまして、平成15年10月には、これは念願でありました俵山バイパスルートの完成、それから、の完成をしまして、供用開始、ができております。その後に県道28号熊本高森線、南阿蘇区間、これがですね実延長が15.4キロあります。南阿蘇の区間が15.4キロありますが、そのうち令和6年9月、今です。今の現時点での改良済みが14.4キロ、93%です。15.4キロのうち14.4キロが改良済みとなっております、残りがあと1キロということになっております。に改良区間が整備されていない、進捗が図れない、進まないという要因としましては、長い間、所有権、所有権等の問題で用地交渉が難航してございまして、それが未取得用地につきまして、この用地交渉の用地交渉ができていない用地につきましては、昨年度までに課題を整理し対応済みでありまして、令和6年度内に用地取得を完了する予定です。今後は、残りの区間の工事、これを要望活動を行いまして、これまで同様に改良を推進し早期の改良供用開始に取り組めるように、要望事項をさらに強く行っていきたいと考えております。また御指摘のとおり、改良工事が進まない中、道路側溝の排水が、排水がつないでいないなど、沿線住民の方々に御迷惑をおかけしている。というそのか所につきましては、令和6年5月、今年5月に応急対応が行われております。村としましては早期の未改良区間の解消を目指すために、令和6年1月今年1月に、熊本阿蘇幹線道路整備促進期成会での要望活動を行いまして、熊本県土木部道路都市局に対して強く要望を行ったところでありまして、熊本県町村会並びに熊本県、熊本県町村議長会を通しましての要望を行っているところであります。これは、阿蘇郡市7市町村で要望活動を行っておりますが、各市町村ごとに1か所1か所に絞って要望しようということになっております。ですから南阿蘇村の場合は1か所、つまりこの、県道熊本高森線、この早期整備を一つだけに絞って要望を行っております。今後も粘り強く整備の促進を図っていきたいと考えております。以上で答弁を終わります。

○山室昭憲議長 河内議員。

○4番河内克也 はい、4番河内です。でも時間が来ておりますので、最後の質問にします。村長の御答弁で、用地交渉が難航していた。難航しているか所は、今年度中に用地取得が完了するとの説明であり、私も1番心配していたことですので安心をしております。答弁を受けて後、2点、建設課長に確認したい事項調査についてお聞きします。一つの例として私が説明しました。先ほどU字溝が繋がっていない。側溝が繋がっていないか所は、本年5月に応急措置の対応が行われたということですが、私が通告書を出した後に、その後動き

がっているようですので、今の状況をお聞きします。そして、大事な要望活動、今村長が最後に申し上げ、申されましたが、村の県への要望活動の方法が変わったようですので、それをお聞きいたします。以上です。

○山室昭憲議長 笠建設課長。

○笠功祐建設課長 河内議員の質問にお答えいたします。改良が進まず、応急にて対応が行われておりました。道路側溝につきましては、本年6月に、県のほうで発注されております、改良延長95メートルの工事に工事の中で、側溝の布設を初めとして、改良工事が現在行われている状況でございます。今後の熊本県の発注予定としましては、今年度下半期にも改良工事の発注の準備が進められており、継続して工事が行われる予定です。要望活動につきましては、毎年8月に、県の当初予算編成に向けた、県事業への要望が、要望書の提出がありますが、その中で、道路事業での優先度1位として、県道28号熊本高森線につきましては、優先順位1位として単県要望を行っております。また、熊本阿蘇幹線道路整備促進期成会では、新型コロナ前までは、県北広域本部や阿蘇地域振興局への要望活動、コロナでの自粛期間中は書面での要望活動を継続して行っておりましたが、昨年度からは、熊本県庁のほうにあります。熊本県土木部道路都市局への要望活動を行っており、今年度も要望活動を予定しております。以上です。

○山室昭憲議長 以上で4番、河内克也議員の質問を終わります。ここで休憩をとりたいと思います。15分再開をいたします。

-----○-----

午前11時06分 休憩

午前11時15分 再開

-----○-----

○山室昭憲議長 再開します。3番坂田正也議員の質問を許可します。坂田君。

○3番坂田正也 3番、坂田です。議長の許可を頂きましたので、一般質問をいたします。私は、野焼きの再開支援について質問します。今年は河陰前川地区の野焼きが実施されていません。人手不足、担い手不足が原因で、野焼きができませんでした。俵山トンネル手前の南側斜面の牧野で、景観上も重要な場所であり、来年以降は、野焼きの再開に向けて、村として再開の支援に努力が必要です。今後、村としてどのような支援をするのか、具体的にお聞かせください。お尋ねします。

○山室昭憲議長 吉良村長。

○吉良清一村長 はい。それでは、野焼きの再開支援についてを、にお答えをいたします。現在、本村の野焼きにつきましては、熊本地震以降各地区へ野焼き再開及び継続に向けた働きかけを行っておりまして、昨年度は、環境省や熊本

県の支援を受けまして、中松牧野において約15ヘクタール、野焼きを再開することができました。ただまだ、地震後に500ヘクタールほどが中断したままですので、支援に向けてこれからも働きしっかり取り組んでいきたいと思っております。各地区ともに野焼きの従事者、先ほど質問にありましたように、高齢化あるいは担い手不足などで野焼きの継続が本当に危ういというような状況にあることは十分認識をしております。野焼きによりまして、草原を維持するということはもう常日頃から申しておりますけれども、草原を維持することによりまして、水源の涵養、それから炭素の固定、生物の多様性、また減災の効果など、そういうすぐれた草原にはすぐれた能力があります。しかしながらそのすぐれた能力は理解しつつも、地区内ではさまざまな意見があるということは認識しておるところでございます。御質問の前川牧野におきましても、野焼きを継続する上での、前川牧野につきましても、もう地区内のさまざまな意見がございまして、苦渋の決断で今年の春、中止になったということでございます。野焼きを継続する上で前川牧野につきましても、野焼きを継続する上で支障か所となっております。なっておりますけれども令和元年度から継続的に、恒久防火帯の整備を行っております。令和4年度からは、環境省の牧野カルテ策定、環境省の牧野カルテ策定事業というのがございますが、これに着手をし、着手をしているところでございます。このような中、今後の野焼き再開に向けた支援策としましては、二つ考えられます。一つは、恒久防火帯の整備の支援、それからもう一つは、人的支援と考えております。恒久防火帯整備の支援は、環境省と前川牧野組合が令和4年度に策定した牧野カルテに基づきまして、整備が可能であります。当初、本年度設計、当初は、本年度が設計、来年度が工事の予定で進めておりましたけれども、野焼きが中止になったということで、事業がストップしております。また、熊本県が行う草原再生パイロット事業により、防火帯の設置、これに、この事業を使っても、防火帯の設置が可能であります。村が行う農林業土木補助事業では、農林業の土木補助事業では1牧野当たり、上限40万の範囲内で、原材料及び機械借り上げに係る経費に対して補助ができます。ハード面での支援、こうした事業を使いましてハード面での使用を活用を支援を行ってまいりたいと思っております。最後に、最後というか次が人的支援でございますけれども、これは、阿蘇グリーンストックによる野焼き支援ボランティアがありますので、このボランティアの方々に協力を得まして、輪地切り、野焼き両面での支援が可能です。しかしながら、野焼き再開するという、前川牧野組合が再開するというので進めなければ、こうした防火帯の整備、あるいは人的支援もできませんので、来年度は実施するというので、現在地区の方々と相談をしているところです。村内から議員の質問にありましたようにちょうど俵山トンネルの

手前の左側でとても景観に影響を与えますので、多くの問合せがあっております。村としましては、前川牧野のみならず、全体的な野焼きの継続について支援をしていきたいと考えております。これまで同様、入会権者及び牧野組合等の合意形成が不可欠であります。ありますので、行政においてもできる限りの支援策を地元、地元にお示しをして、地元と一緒に合意形成を行って、野焼き再開に向けて働きかけを行ってまいりたいと考えております。以上で答弁を終わります。

○山室昭憲議長 坂田議員。

○3番坂田正也 はい。3番坂田です。ただいま御答弁を頂きました。前川地区の牧野では、9月後半今月、後半に輪地切り、その後、輪地焼きを行う予定です。そして、年内に、地区の総会を開いて、7年度、来年度の野焼きについて協議されます。その際、村にお願いしてグリーンストックによる野焼き支援ボランティアに協力していただく。そして今後も、草原の維持、また景観上もよくなり、野焼きの再開、継続に努力してもらおうよう、村の協力、御支援をこれからも強く要望いたします。以上で私の一般質問をこれで終わります。

○山室昭憲議長 以上で、3番、坂田議員の質問を終わります。

-----○-----

○山室昭憲議長 11番、笠野眞喜議員の質問を許可します。

○11番笠野眞喜 11番笠野です。議長のお許しがありましたので、通告書に従い一般質問させていただきます。本村も台風10号の大きな被害もなく、早期米の収穫が始まり、実りの秋を迎えています。観光施設やトロッコ列車の観光客も増えてきた今日この頃です。農作業の事故や交通災害のない秋になれるよう祈念しております。今回の質問は、令和4年6月議会で、SDGsの具体的な取組はと質問しております。その後、SDGsの取組がどうなっているか気になりましたので質問、再質問です。答弁では、政策、政策企画課長が、南阿蘇村まち・ひと・しごと創生推進計画に基づき、第二期南阿蘇村、まち・ひと・しごと創生総合戦略において、持続可能開発目標であるSDGsの基づく取組を進めていくと明記しております。三つのKによる誰もが住みたい、住み続けたい南阿蘇村として応募され、令和4年5月20日にSDGs未来都市に選定されております。提案内容は、適正な草原維持、放牧環境改善による地域活性化事業と提案され、適正な草原維持を可能とするために、省力的効率的な管理、及び利用方法を考えるとしておりおられます。経済面では、観光資源の維持及び畜産業の振興、環境面では生物の多様性、地下水涵養、二酸化炭素、吸収能力の維持、社会面では、草地の管理に関わる地域住民のコミュニティーの維持、野焼きのボランティアを通した都市住民との交流などが提案されております。具体的な事業は、放牧時におけるワイヤレスフェンスの導入検

討とか、牛のゲップによる温室効果ガスの排出、野焼きによるカーボンオフセット事業計画とされております。目標設定は2025年度まで、で、目標数値として、放牧頭数を900頭から950頭へ、特選ブランド認定商品を64品から100品へ空き地、空き家、空き地バンクの登録件数を10件から15件へなど、あらゆる分野でSDGの持続可能包括的17ゴールに向け、取り組んでいくと答えられました。その後、環境では、政策が六つ述べられております。環境では、政策1で、自然環境の保全と活用、活力では、地域特性を生かした農林業の振興、3で共に学び育て合う未来の人づくり、暮らしでは、安心安全で幸せを感じるものづくり、5番目に便利で住みやすい、定住の村づくり、6番目に暮らしを支える行政運営の推進、以上のことを答弁されておりますが、来年度までの目標だと思いますが、現在の目標ちゅうか達成率はどれぐらいかお尋ねいたします。

○山室昭憲議長 吉良村長。

○吉良清一村長 笠野議員の質問にお答えします。SDGsの取組ということについてでございますが、南阿蘇村ではですね、この第2次南阿蘇村総合計画の中で、SDGsの目標を掲げております。このですね、8ページに、こうした関係、ここ、議員説明、質問されたと思えますけれども、環境活力暮らしという項目で30、30の施策の目標が掲げておまして、それに向けて、村はSDGsの取組を行っているところです。全ての項目についてですねし、説明というのはちょっと時間がかかりますので、主な点だけ、特に力を入れているという、申し上げたいという点だけを絞って説明させていただきたいと思えます。まず、地下水の保全と再生可能エネルギーの導入です。地下水の保全につきましては、令和3年度に地下水保全条例を改正をいたしまして、県内でも最も厳しい、取水、県内で最も取水規制を導入をしております。また今年度からは、雨期、梅雨時期の雨水湛水事業をも取り組んでおります。また、先ほども申しましたように草原というのは地下水涵養能力に大変すぐれている、おりますので、草原の維持につながる野焼きや放牧の経営など、継続的に、施策を進めております。再生可能エネルギーの導入につきましては、令和3年度に久木野地区で小水力発電を開始しております。また、令和3年あ、令和5年3月去年の3月には、湯の谷地熱発電が2,000キロワットおおむね4,000戸、つまり南阿蘇、の住民ぐらいの発電をですね、昨年3月から湯の谷で始めております。それからもう一つ地熱で九州電力が、地熱開発を進めておりますので、近年中には事業に取りかかられると思えます。また、役場の駐車場の屋根には太陽光発電を設置しております。それぞれから以前ありました風力発電が2基あったところでございますけれども、そこは、リアムウィンド、ちょっと難しいんですけども、リアムウィンドという方式の風車です。立野の

旧立野小学校にありますけれども、あれがもう小型のやつで、あれですね、大型の2基、約500キロワット分になりますけれども、その風力発電の導入を今、検討している。恐らく、実施に向けてですね、進めていきたいと考えております。次に活力に関する取組を御説明いたしますと、農業振興につきましては、農業の持続的発展を図るため、経営発展に必要な施策、や機械の導入を支援をしております。生産部会への補助、あるいは、収入、保険料の補助、などを実施しまして、農業の経営の負担軽減を図っております。さらには、担い手の育成を目的に農業研修生受入れ協議会、農業研修生の受入れ協議会での研修生の受入れや、研修時の経済的支援を行って、担い手の確保に努めております。適正な草原の維持のためには、牧柵や水飲み場の設置補助、ダニ忌避剤の補助を実施しまして、放牧頭数を増やす取組を進めております。また放牧環境の改善事業としましては、放牧牛監視システムの実証実験を行ってございまして、令和5年度には二つの牧野組合で実施をしております。今後も、関係機関と協力をしながら、導入の検討を進めていきたいと考えております。次に、暮らしについてであります。定住移住定住の推進事業としまして、空き家空き地バンクへの登録件数等を先ほど申しましたこの計画第2次南阿蘇村総合計画に上げております。この計画によりますと、10件から15件に増やすという目標を立てておりますけれども、現状は、空き家の登録件数が19件、そのうち16件が契約済みで、残りの3件が契約可能物件ということで今進めております。それと村内の空き家の現状を把握するために、8月から空き家等実態調査を行ってございまして、空き家の掘り起こしを行い、所有者等に登録を促しまして、登録件数を増やしていきたいと考えております。今年の本年の4月に経済界有志らでつくる人口戦略会議、新聞にも大きく取上げられましたけれども、地方自治体持続可能分析レポートにおきまして、南阿蘇村はマイナス5.9%で自立可能性自治体と評価を受けております。10年前の調査ではマイナス51%、消滅可能性自治体でした。今回、消滅可能性から自立可能性、つまり、真ん中にその他というその他自治体がありますので、2ランク上がったということになります。飛び級というやつです。自立可能性から、消滅可能性から自立可能性になったのはですね、全国1,729自治体の中で、これ僅か7自治体です。もちろん熊本県では南阿蘇村だけです。いろんな政策をやってきたわけですがけれども、移住につながる戸建て住宅政策、また、定住につながる農業担い手の支援と恵まれた自然を生かした、環境政策、子育て世帯への支援などが、功を奏したのではないかとというふうに考えております。今後もSDGs達成に向けた取組を全庁一丸となりまして、2030年の誰もが住みたい、住み続けたい南阿蘇村をゴールとしまして、将来あるべき姿を目指していきたいと考えております。以上で答弁を終わります。

○山室昭憲議長 笠野議員。

○11番笠野眞喜 答弁ありがとうございました。誰もが住みたい、住み続けたい村づくり、村長になられて2期をやられております。さっき言いました、例えばですね、政策4の安心安全で幸せを感じる村づくり、具体的にどんなときに幸せを感じるのか。政策5の便利で住みやすい定住の村づくり、政策6の暮らしを支える行政運営の推進、南阿蘇に本当に住みたいと思って住んでおられると思います。でも、今この三つぐらいは、本当にこの便利で住みやすいか、こう思っております。本当にこう住みたい、住み続けたい村づくりを今後どうされるのかお伺いします。

○山室昭憲議長 村長。

○吉良清一村長 はい。誰もが住みたい、住み続けたいという言葉は簡単なんですけども、具体的にどうするかという質問だというふうに思います。今、申しましたようにこの総合計画に書いておりますので、総合計画に沿って、環境、そして暮らし、活力、すみません、間違えました。環境、活力、暮らし、この3Kについてしっかり政策を進めてまいりたいと考えております。具体的なことはちょっと時間がかかりますので申しませんけれども、やはりこれは蒲島前県知事がおっしゃっておいりました、よくおっしゃっておいりましたけれども、幸福幸福量の増大幸福量をいかに上げていくかということが重要な政策と私も同様な考えを持っております。蒲島知事がおっしゃる総幸福量、総幸福量の最大化というのは蒲島前の県知事がおっしゃっているのは、まず希望、希望を持っていること。それから、プライド、誇りがあること、希望と誇り、それから、経済的なことですねエコ、それから、最後に安全と政府、みんなが安全安心して暮らせる、この四つの希望、プライド、エコ、それからセーフティーこの四つをですね、充実させていけば、村民の皆さんが安心して暮らせると南阿蘇で安心して暮らせるという村が築けると思っておりますので、しっかり進めていきたいと考えております。

○山室昭憲議長 はい、笠野議員。

○11番笠野眞喜 ありがとうございます。村長がですね、やっぱ先頭に立って、職員を活力ある場に持っていくと、または村もこう住みやすいかなって思っております。私がちょっとこれ、言っていないか悪いか分かりませんが、本当に今ですね、住んでよかった、住み続けたいというのは、私はイノシシと鹿じゃないだろうかって思っております。これもですね、とっても増えて農作物もつukれない、道路では事故が起きる、そういうふうに現場になっております。私たちもこれですね、イノシシや鹿に負けない村づくりをせにゃいかんかなと思っておりますので、私たちもあと、議会もまた1回です。一生懸命ですね、村民の負託に応えてやっていかななくてはならないと思っておりますので、

どうか住みやすい村づくりのほう、よろしく申し上げます。これで終わります。

○山室昭憲議長 以上で、11番笠野議員の質問を終わります。

-----○-----

○山室昭憲議長 2番、岡智則議員の質問を許可します。

○2番岡智則 2番岡です。山室議長の許可を頂きましたので、一般質問を行います。今回は、同じ農業関係ですが、内容的には2問になりますので、議長、一問一答方式の許可をお願いいたします。

○山室昭憲議長 はい。許可します。

○2番岡智則 ありがとうございます。それでは1問目、農産物の付加価値化と地産地消について質問をいたします。まず、付加価値化とは、言葉のとおり、村の農産物をそのままの形で出荷しないで、価値を付加することによって、農家所得を向上する方法はないかといったことをお尋ねしたいのであります。では、開発すべき地場産業があるかといった問題がありますが、私は資源はある。ないのは、開発しようとする意欲であると指摘したいのであります。要はまさに自然食ブーム健康食ブームであり、高級志向型であると言われております。全国の先駆けの自治体では、特産品で健康飲料、お菓子、油等製品を開発、販売し成功しています。本村でもトマト、アスパラガス、イチゴが大量に生産され、キュウリ、キャベツ、セリ、クレソン、コーン、ジャガイモ等、多くの新鮮野菜も生産されています。私も農業を営んでいますが、しかし、少し形が悪いければ商品にならず、また、価格変動が厳しいのが実情であります。そこで、1番目に、これらのものに若干の手を加えることによって価値が付加されるような方策を具体的に考えるべきではないかと考えます。前々回の同僚議員の農産物加工所整備の一般質問に、村長は、村内加工業者に任せるのが現実的という答弁をされています。村の総合計画にも示されている。農産物の高付加価値化について、行政として責務から具体的な推進策をお聞きいたします。そして2番目に、これは地産地消について、提案型の質問です。今述べましたように村には新鮮でおいしい農産物が多くあります。これを村が主導し、飲食店、宿泊施設の御協力で各お店で工夫を凝らした新鮮南阿蘇野菜サラダとして提供頂き、観光客の皆様に地産地消で食べていただくイベントを提案します。赤牛ガイドがありますが、景観に配慮したのぼり等の周知、南阿蘇新鮮野菜サラダガイドとして打ち出させないか、提案いたします。新鮮でおいしい南阿蘇村の野菜を村内の飲食店でサラダで食べていただく地産地消、こうした地道な活動が我が村の活性化の起爆剤になると考えますが、以上2点、村長のお考えをお聞きいたします。

○山室昭憲議長 吉良村長。

○吉良清一村長 それでは、有機農産物の付加価値化と地産地消について、お答

えをいたします。まず、質問要旨の1についてですが、岡議員の御指摘のとおり、村では、新鮮でおいしい野菜が生産されており、道の駅でも安くおいしい野菜が購入できると観光客の皆様から高い評価を頂いております。また、おいしい野菜を生かした料理を提供されている村内の飲食店も、高い評価を受けていると聞いております。地産地消による農家の所得向上は、私が村長に就任する以前から地産地消推進協議会というものを立ち上げまして、村内の飲食店や宿泊施設と連携をして、現在も生産者と飲食店等の情報共有、価格調整、物流を実際に動かすための取組を進めております。言うまでもありませんけれども本村は農業と観光の村でありまして、農業者によって、この南阿蘇の景観というのは維持されております。農業所得を向上させるということは、高齢者対策あるいは担い手不足対策にも、非常に重要な政策と考えております。地産地消を推進協議会、というのは令和26、失礼しました。平成26年度から名称を南阿蘇村環境保全農業推進協議会というのに名称を変更しております。もちろん地産地消を推進する取組を継続して実施しております。具体的には、南阿蘇の風景をつくる御飯、南阿蘇の風景をつくる御飯をキャッチフレーズに、村内で生産した農産物を使って料理を提供しているお店を協議会のホームページで紹介するなどの取組を進めております。村全体での波及効果が高い農産物としましては、栽培面積の多い米、それとそばであると考えておりますので、南阿蘇のお米とそばの特徴をPRするパンフレットを作成をしたり、有機農業を進める取組の中で、農業みらい公社を中心に有機栽培技術の確立に向けた実証試験、また、給食にも有機野菜を使っております。最近使い始めましたけれども、そうしたことや、また、あそ望の郷を中心に販路拡大等にも販路の開拓等にも進めていきたいと考えております。続きまして質問の要旨2についてでございますが、御提案を頂きましたイベント、このイベントも、この情報発信のためには非常に有効であるというふうに考えております。ただ、地産地消を継続できる仕組み、その仕組みづくりもさらに重要であるというふうに考えております。具体的には、農産物の地域内流通を実現するために、季節ごとに生産される多品目の農産物のデータ化、データ化と和洋中など、南阿蘇村内に存在する多彩な飲食、飲食事業者、飲食事業者等が求める食材とのマッチング、農家と飲食店のマッチングが大変重要であると考えておりますので、デジタル技術を活用しまして、村内で、野菜などを生産する農家の栽培情報を飲食業者へ提供しまして、飲食事業者が求める農産物を適期に提供するマッチングシステムの実証事業を南阿蘇村環境保全農業推進環境保全型農業推進協議会と南阿蘇みらい公社が連携をいたしまして、令和5年度より実施しております。村としましてはまずこのマッチングシステムを進めていきまして、農産物の地域内流通の最適化に向けて進めていきたいと考え

ております。最後に、岡議員から御提案頂きましたイベントにつきましても村の情報発信のために必要なことであると考えておりますので、そうしたイベントにつきましても引き続き支援をしてみたいと考えております。

○山室昭憲議長 岡議員。

○2番岡智則 2番岡です。農産物の高付加価値化について実証実験と販路開拓を進めていくとの答弁でしたので、農家の所得向上のためにも力を注いで頂きたいと感じました。そして2番目に、これは地産地消についての質問。南阿蘇新鮮野菜サラダガイドを提案したことについて、答弁では村の情報発信のため、必要と考えているとのことでした。新鮮でおいしい南阿蘇村の野菜を村内の飲食店の理解と協力で実施し、サラダで食べていただくこと。即できることから、具体的取組をお願いいたします。議長、2問目に入ってよろしいですか。

○山室昭憲議長 はい。

○2番岡智則 2番目は、農業後継者の現状、問題について本村の基幹産業は農業であり、農業の振興なくして本村の発展はあり得ないのであります。今まで議会でも真剣に議論を重ねてきた重要テーマです。しかし、残念ながら、現在も本村農業の将来展望は決して明るいものではないということも事実であります。生命を維持するのには不可欠なのは食料であり、食料を生産確保する農業が不振であり、後継者に悩んでいることは、憂慮すべき現象であります。高齢化によって後継者もいないので、農業は自分の代で終わりだという話を残念ながらよくお聞きいたします。後継者がいる、いないは基本的には個人の問題ですが、本村の基幹産業である農業だけに看過できない問題です。そこで、1番目に、本村の後継者の実態と対策について質問いたします。現在、専業農家は何戸あり、そのうち後継者のいる数といない数はどのような状況になっているのか。後継者の確保のため、行政として何か打つ手はないのか、また新たな担い手確保のため、新規就農者支援対策等多くの事業をやってきましたが、現在の事業成果は、具体的数字をお聞きいたします。3番目に、花嫁、花婿対策であります。村では、交流の場をつくる一環として、村では山コンで実績があり、全国でも活躍中の荒木なおみさんに新たにお願いし、婚活イベントを積極的に実施支援中であります。成果を期待しております。現在の現状をお尋ねいたします。他方今はマッチングアプリで出会う方々が非常に増えています。先駆け先進の自治体ではこのマッチングアプリで良い縁をつかむ心得、アプリの安全な利用方法とホームページで紹介しています。南阿蘇村でもこういった婚活支援取組はできないものかお聞きいたします。

○山室昭憲議長 はい村長。

○吉良清一村長 それでは、質問であります農業後継者対策についてお答えを

いたします。まず、質問の要旨1、についてでございますが、2020年の農業にセンサス数よりも、販売農家、これが667戸、ございまして、就業、就業農家が202戸、就業農家のうち、65歳未満の農業専従者がいる農家が183戸となっております。新規就農就農者対策としまして、新就農希望者に対し、農業研修受入れ協議会、農業みらい公社、農業師匠制度、これらなどを活用しまして、農業研修を実施しております。また、研修期間中には、就農準備資金や家賃補助等の研修生の経済的支援を行っております。就農を認定後には、就農の後には、施設機械等の導入に際しまして、国県が4分の3、それから自己負担が4分の1の経営発展支援事業を活用しまして、初期投資の負担軽減を図っております。また、就農後に、県、JA、村などで構成するサポートチームによりまして、巡回指導を行っております。令和元年度から、5年度までの5年間、46名が新規就農をしておりまして、そのうち46名のうち23名が後継者、いわゆる農家の跡取りということでございますが、半分は新規就農後半分は家を後継ぎだということでございます。新規の就農者ですけれども、県内では阿蘇地域というのは最も多い地域でございまして、本村は阿蘇地域の中でも阿蘇市に次いで就農者が多い数となっております。次に、質問の要旨2の花嫁、花婿対策で、自治体としてマッチングアプリの有効活用の考えはについてについてお答えいたします。全国的に人口減少や少子化が大きな課題となっているところでありますが、本村においても同様に、農業後継者のみならず、人口減少や出生率の減少が続いております。これらの現状を踏まえ、村では、出会いへの支援を希望する出会いの支援を希望する独身者をボランティアで応援する婚活サポーター婚活サポーター制度を設立をしたり、観光局主導による婚活イベント、山コンと今年から南阿蘇鉄道利用した山コンこれまでは間違いございません修正します。山コンだけでしたけれども、とても希望が多いので、南阿蘇鉄道を利用した南鉄コン南鉄コンを今年から実施しております。イベントでは、毎回カップル成立が5割、カップル成立が5割を超え、参加者にはとても人気ということございまして、この婚活イベントにつきましては先ほど、岡議員がおっしゃったように荒木なおみさんですけれども、婚活サポーターを支援していただくために、婚活大使、村の婚活大使として、結婚支援していただけるような、そういう環境を充実させております。御質問のマッチングアプリにつきましては、熊本市と隣接19、19の市町村で構成する熊本連携中枢都市圏において、仮称でございますけれども、熊本結婚支援センターを立ち上げ、その中でマッチングシステムを活用した、結婚支援サービスを行える準備を進めております。予定では、来年1月に運用を開始しまして、本村で連携市町村でアプリ登録を募って、結婚を希望する全ての方に対して、多様な出会いの機会が創出していきます。行けるようにいたします。

また、社会全体で結婚を応援するような、先ほど言いました婚活サポーター、婚活サポーターによりまして、村全体で結婚を支援、応援するような機運を高めていけるように取り組んでいきたいと考えております。以上で答弁を終わります。

○山室昭憲議長 岡議員。

○2番岡智則 2番岡です。農業後継者の現状問題について、南阿蘇村の後継者の実態と対策について詳細に数字で答弁頂き、現状が把握できました。県内、阿蘇地域の中でも就農者も多いほうですが、私も、農業者として、後継者として厳しい現状も見てきております。行政として丁寧で継続的な取組が必要です。最後の質問花嫁、花婿対策の答弁で、マッチングアプリが有効であるとの認識から、既に具体的に取り組んでいるとの答弁で安心しています。マッチングアプリで出会う方々が出会いの場として1番の25%に増えています。4分の1はマッチングアプリで出会っています。申し上げましたように、先進の自治体ではこのマッチングアプリの安全な利用方法とホームページで紹介し、力を入れてきています。南阿蘇村でも、こういった婚活支援、有効な取組をお願いして、質問を終わります。

○山室昭憲議長 以上で、2番、岡智則議員の質問を終わります。

-----○-----

○山室昭憲議長 1番、辰巳和美議員の質問を許可します。

○1番辰巳和美 1番辰巳です。議長の許可を得ましたので、質問いたします。二問ありますので、一問一答方式でお願いいたします。

○山室昭憲議長 許可します。

○1番辰巳和美 議員になり、はや4年を迎えております。広報を見返し、賛成討論を3回合同常任委員会で、10数度の質問、一般質問においては15問の質問をしております。質問の中で、その後、2問お聞きいたします。まず1問目、令和3年、12月定例会において、プールの改修予定について質問いたしました。教育委員会より、改修を視野に入れ調査中であり、総予算を算出し、関係部局と協議していくとの回答を頂きました。近年、温暖化の影響で気温が上昇しております。地表の温度も上がり、子どもの体力消費を促しております。子どもの安心安全を守るためにも、プール改修のその後の状況、経過等をお聞きいたします。

○山室昭憲議長 今村教育長。

○今村了介教育長 それでは、一般質問その後の白水小学校のプール改修予定についてお答えいたします。白水小学校のプールにつきましては、白水、統合小学校開校準備委員会において、平成30年にプールろ過装置の修繕、防水工事を実施しております旧白水小学校のプールを継続して使用すると結論を

踏まえまして、現在も、旧白水小学校のプールを使用しているところでございます。これまでも財政面を含め、学校における活動面に支障を来さないこと、また、B & Gプールの事業として使用できないかなど、さまざまな面から協議を重ねているところでございますが、まず、財政面においては、旧白水中学校プールを改修して使用するためには、中学校使用のプールであるため、小学校用プールに改修する必要があり、プールの底上げ、防水処理など、大規模な改修が必要となります。その改修費がおおよそ3,000万円以上、その他にろ過機の入替えができれば250万円。ろ過機の新設では1,000万以上となり、最大で4,000万円以上の改修費用が発生すること。なお、国の補助対象経費の3分の1の給付要件として、設計委託費も別途必要になることから、財政部局との協議では、現在の旧白水小学校プールが使用可能な限りは継続して使用することが望ましいのではないかとこの考えから、そのことについては現在も継続と継続審議としておるところでございます。次に、白水小学校校長とも協議を行っておりますが、現在使用している旧白水小学校のプール使用については、安全対策には注意を払い、熱中症対策等もしっかり講じながら使用しており、事業全体において支障はなく、授業はこなせているということで、議員から御指摘がっております。移動距離についても、特に児童の負担にはなっていることはないというお話でございました。また、B & Gプールの利用につきましてはスクールバス等での移動が必要となることから、授業時間を2時間連続で設けることで、B & Gプールの利用ができないかなど、現在も協議を行っているところでございます。いずれにいたしましても、前回の辰巳議員の質問に対してお答えしました当面の間は、旧白水小学校のプールを使用する。将来的には中学校使用プールの改修を視野、視野に入れて協議をするなど、もとにお答えいたしますと、開校から4年、現段階においてはまだ当面の間であることを考慮しまして、特に大きな支障はないと判断しておりますので、御理解を頂き、今後もできる限り、旧白水小学校のプールを使用することさせていただきたいと思っております。今回の一般質問についても、子どもたちを思われる辰巳議員の気持ちをありがたく受け止めております。また、これまでも、子どもたちの学習、生活環境の改善等につきましては、議会の皆様方の御理解と御支援を頂きながら、各種事業を進めてまいりました。今年度事業についても、当初計画どおりに進めさせていただいておりますので、申し添えておきます。本件を含め、今後も子どもたちにとって重要な施策事業推進については、議員の皆様方に早め早めに御相談、御協議させていただきながら、安全安心で居心地のよい学校づくりを目指して学校運営施設整備等を推進してまいりますので、よろしくお願い申し上げまして、答弁といたします。終わります。

○山室昭憲議長 辰巳議員。

○1番辰巳和美 児童生徒の負担が問題ない点や学校への聞き取りなど、本当にありがとうございます。しかしながら近い将来校内のプール改修が整い、移動のないプール授業ができることを望んでおります。またプールだけではなく、学習生活環境の改善も私ども議会と両輪で進めていくとのこと。未来を担う子どもたちのためにほかなりません。教育委員会とともに、今後も慎重に審議を重ねて、協力していきたいと思っております。終わります。

○山室昭憲議長 辰巳議員 2 問目。

○1番辰巳和美 二つ目の質問いたします。令和4年3月定例会において、地震や感染症対策、感染症など、災害時に対する危機管理体制の状況、対策について質問いたしました。当時、1月22日深夜に、日向棚を震源地とする最大震度5の地震がありました。深夜のため、注意喚起されなかったこと、明朝にも注意喚起がなく、今後の防災対策に不安を感じ質問いたしました。当時総務課長より、防災無線のほか、連絡ツールを活用し、安心安全につながる情報の伝達に努めると回答を頂きました。私は消防団に所属しております。熊本地震の際も本部で2週間ほど務めました。年々消防力が強化されていると、身をもって実感しております。先日の10月、すみません、台風10号でも、相双の広報活動、防災無線での周知徹底を目の当たりにしました。令和6年3月定例会で、合同常任委員会のごとき避難所の体制と今後の在り方を聞き、明確な回答を頂きました。まだ検討の余地もあると考えます。そこでお尋ねいたします。新しいツールの取組、または進捗状況についてお聞きします。

○山室昭憲議長 藤本総務課長。

○藤本哲章総務課長 総務課長の藤本です。質問事項のですね、災害等の危機管理体制のその後、についてお答えいたします。現在、防災行政無線本体、いわゆる親宅につきましては、令和5年度にシステムの更新を行い、あわせまして、南阿蘇村公式アプリの改修も行っております。防災行政無線本体の更新を行ったことで、職員による放送がAIによる、音声へと切り替わるとともに、緊急時でも、庁舎外から、パソコン等による、遠隔操作が可能となっております。また公式アプリの改修によりまして、トップ画面によるボタンのみの操作で、防災情報の緊急情報、防災無線、ハザードマップ、避難所等を分かりやすく表示するようにしております。特に特に大きく変わった点は、防災行政無線での放送内容がプッシュ通知で送られ、音声でも放送内容を何度でも聞くことができ、さらに、村外においてもアプリをインストールしている場合には、同様に聞くことが可能となっております。次に公式アプリのインストールについてですけれども、タブレットのほうに掲載してありますけれども、村広報誌による案内を都度掲載し、各家庭で使用されている、戸別受信機の取り替えや、

新規申込みで来庁された場合には、ちらチラシを配布して、インストールのお願いをしております。また自主防災組織の訓練や消防団幹部会、防災消防対応訓練、及びその他会議等においても、インストールの依頼があればですね、職員がその場でインストールの作業を行っております。今回のシステム更新によりまして先ほども申し上げましたが、特に、緊急時の防災無線対応が、遠隔操作で行えることで、防災減災に対する、情報伝達の危機管理体制を整備することができたものと考えております。今後も必要となる、防災システムの整備を進めてまいりたいと思います。前回の日向棚の地震におきましてもですね、担当職員は待機して庁舎でいろいろ情報収集はしておりました。この間の台風の件でもですね、消防団活動の中で、職員、待機班もですね、2日間待機をして防災無線を有効活用した中で活動しておりますので、以上報告申し上げます。答弁終わります。

○山室昭憲議長 辰巳議員。

○1番辰巳和美 AIによる音声放送や遠隔操作役場公式アプリの改修など、充実且つ向上したと感じております。何度でも広報にアプリを掲載し、今後も周知徹底をお願いし、防災減災につながることを期待し、期待します。あわせて、本村のフェイスブック、X、インスタ、南阿蘇ポケット、またホームページなどを活用し、活用し、情報を共有し、村民の皆様の危機管理の意識がさらに高まりますとともに、日々安心安全に暮らせることを切望し答弁を終わります。

○山室昭憲議長 以上で1番辰巳議員の質問を終わります。

-----○-----

○山室昭憲議長 以上で、本定例会に付議されました本日の日程は全て終了いたしました。9月9日、10日は各常任委員会、12日は2常任委員会の合同常任委員会を開催します。執行部から提案されました案件について、十分な審査と13日の本会議に臨まれるようお願いをいたします。

本日はこれにて散会いたします。

一同その場に御起立をお願いします。

礼。

お疲れさまでした。

-----○-----

午後12時03分 散会

第 2 号

9月13日(金)

令和6年第3回南阿蘇村議会定例会 議事日程

令和6年9月13日(金)

午前10時00分 開会

於 南阿蘇村役場 議場

開会宣言

- | | | |
|-------|--------|------------------------------------|
| 日程第1 | 報告第8号 | 専決処分事項の報告について |
| 日程第2 | 報告第9号 | 令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について |
| 日程第3 | | 常任委員長報告 |
| 日程第4 | 認定第1号 | 令和5年度南阿蘇村一般会計決算の認定について |
| 日程第5 | 認定第2号 | 令和5年度南阿蘇村国民健康保険特別会計決算の認定について“一括議題” |
| 日程第6 | 認定第3号 | 令和5年度南阿蘇村簡易水道特別会計決算の認定について |
| 日程第7 | 認定第4号 | 令和5年度南阿蘇村農業集落排水特別会計決算の認定について |
| 日程第8 | 認定第5号 | 令和5年度南阿蘇村生活排水処理事業特別会計決算の認定について |
| 日程第9 | 認定第6号 | 令和5年度南阿蘇村介護保険特別会計決算の認定について |
| 日程第10 | 認定第7号 | 令和5年度南阿蘇村後期高齢者医療特別会計決算の認定について |
| 日程第11 | 認定第8号 | 令和5年度南阿蘇村上水道事業会計決算の認定について |
| 日程第12 | 議案第53号 | 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について |
| 日程第13 | 議案第54号 | 南阿蘇村国民健康保険条例の一部改正について |
| 日程第14 | 議案第55号 | 南阿蘇村営住宅管理条例の一部改正について |
| 日程第15 | 議案第56号 | 南阿蘇村工場等設置奨励条例等の一部改正について |
| 日程第16 | 議案第57号 | 令和6年度南阿蘇村一般会計補正予算(第3号)について |
| 日程第17 | 議案第58号 | 令和6年度南阿蘇村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について |

- 日程第 18 議案第 59 号 令和 6 年度南阿蘇村介護保険特別会計補正予算
(第 2 号) について
- 日程第 19 議案第 60 号 令和 6 年度南阿蘇村後期高齢者医療特別会計補
正予算 (第 1 号) について
- 日程第 20 議案第 61 号 令和 6 年度南阿蘇村簡易水道事業会計補正予算
(第 1 号) について
- 日程第 21 議案第 62 号 令和 6 年度南阿蘇村下水道事業会計補正予算
(第 1 号) について
- 日程第 22 議案第 63 号 財産の無償貸付について (村営住宅「原尻団地」)
- 日程第 23 閉会中の継続調査について
- 閉会宣言

2. 出席議員は次のとおりである。(13名)

1 番	辰 巳 和 美	9 番	桐 原 純 男
2 番	岡 智 則	10 番	工 藤 保 雄
3 番	坂 田 正 也	11 番	笠 野 眞 喜
4 番	河 内 克 也	12 番	橋 本 功
5 番	市 原 恵 一	13 番	後 藤 征 昭
7 番	今 村 竜 喜	14 番	山 室 昭 憲
8 番	丸 野 健一郎		

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

村 長	吉 良 清 一
副 村 長	児 玉 みどり
教 育 長	今 村 了 介
総 務 課 長	藤 本 哲 章
企画観光課長	野 口 幸 広
教育委員会事務局長	古 澤 太 介
建 設 課 長	笠 功 祐
会 計 課 長	下 田 朱 美
健康推進課長	園 田 秀 也
農 政 課 長	今 村 洋 一
住民福祉課長	高 宮 喜美男
税 務 課 長	片 島 弘 幸
水・環境課長	今 村 隆 博
定住促進課長	梅 田 雄 治
子育て支援課長	吉 弘 泰 彦

5. 職務のため会議に出席した者の職・氏名

議会事務局長 桐原 恵

議会事務局主幹 長野 純 哉

開会 午前10時00分



○山室昭憲議長 おはようございます。定足数を満たしておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。一同その場に御起立をお願いします。礼。

おはようございます。着席をお願いします。会議を始める前に議長からお願いを申し上げます。マスクの着用については、個人の判断に委ねます。発言される場合は、マスクを外しマイクを使って御発言ください。会議中の携帯電話は、電源を切っていただくかマナーモードにしておいて頂きたいと思います。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。それでは、議案に沿って進めてまいります。



日程第1 報告第8号専決処分事項の報告について

○山室昭憲議長 日程第1、報告第8号専決処分事項の報告についてを議題といたします。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 質疑なしと認めます。これで、報告第8号について終わります。



日程第2、報告第9号令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○山室昭憲議長 日程第2、報告第9号令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 質疑なしと認めます。これで、報告第9号を終わります。



日程第3 常任委員長報告

○山室昭憲議長 日程第3、常任委員長報告。各常任委員会に付託しました認定第1号から認定第8号までを一括議題といたします。まず、総務産業常任委員会、今村竜喜委員長に報告を求めます。

○今村竜喜総務産業常任委員長 総務産業委員長の今村です。定例会初日に本委員会に付託されました認定第1号、令和5年度一般会計決算の認定について、去る9月9日に本委員会を開催し、付託された案件につきまして、所管する総務課、企画観光課、税務課、農政課、建設課、会計課、議会事務局、計7課に主要施策成果説明書を基に、各課からの説明を受け、質疑を行い審議いたしました。執行部から詳しく説明があり、委員からの質問にも丁寧に御回答頂

きました。委員会で慎重審議を行った結果、認定第1号、令和5年度一般会計決算の認定についてにつきましては、全員賛成により原案どおり可決し、認定すべきものと決定いたしました。以上総務産業常任委員会の報告を終わります。

○**山室昭憲議長** 次に、文教厚生常任委員会、笠野眞喜委員長に報告を求めます。

○**笠野眞喜文教厚生常任委員長** おはようございます。文教厚生常任委員長の笠野です。定例会初日に本委員会に付託されましたのは、認定第1号、令和5年度一般会計決算の認定についてから、認定第8号、令和5年度南阿蘇村上水道事業会計決算の認定についてまでの計8議案であります。去る9月10日に本委員会を開催し、付託された案件につきまして、所管する定住促進課、住民福祉課、健康推進課、子育て支援課、保育所、水・環境課、教育委員会事務局計7課に主要施策成果説明書を基に各課から説明を受け、質疑を行い、審議いたしました。執行部から、詳しく説明があり、委員からの質問にも、丁寧に御回答頂きました。委員会で慎重審議を行った結果、認定第1号、令和5年度一般会計予算の認定についてから、認定第8号令和5年度南阿蘇村上水道事業会計決算の認定についてまでの計8議案につきましては、全員賛成により原案どおり可決し、認定すべきものと決定しました。以上文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○**山室昭憲議長** 以上で、各常任委員会からの審査報告を終わります。これより、各常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。4番、河内議員。

○**4番河内克也** はい、4番河内です。認定第1号、一般会計決算の認定について質問をいたします。この件については付託された各委員会において、御報告のとおり、各課から詳細に説明があり、審査が行われました。私は全体的なこと、監査委員さんからの指摘のあった事項について、執行部の対応について質問をいたします。監査委員の審査意見書、最後のページ、結びの中ほどです。最後のページです。ちょっと、ポイントだけ読み上げます。真ん中ほどには、財政状況について、財政状況については、経常収支比率が95.4%と、昨年度に比べ、0.5ポイント上昇した。少し省略して、厳しい財政状況であることから、将来的に健全財政を維持するためには、人件費、団体等補助金、扶助費等の経常経費の見直しと削減に取り組む必要があると考える。こういった中で結びの上から7行目です。村よりの各種団体への補助金が規則要綱に沿って交付されているが、その補助金額以上の額が次年度へ繰り越されているという事例があった。再度交付に対して検証が必要と考える。全体的に村民の信頼を失うことのないよう指摘して、指摘しておきたい。この指摘を受け、ど

ういう対応をとられるのか、とられたのか、お聞きいたします。

○山室昭憲議長 藤本総務課長。

○藤本哲章総務課長 総務課の総務課長藤本です河内議員の質問にお答えいたします。今までですね、各種団体に補助金として、活動費等を助成しておりますけれども、随時予算査定をするときにですね、例えば商工会関係の団体がありますね。あれなんだったですかね、衛生協会関係のそういうところの繰越金とかが多かったので、そういうことはやっぱ補助金と繰越しの額が同額というのはおかしいということで、見直しをずっとかけてきております。今回の補正予算の査定におきましてもですね、必ずその繰越金が助成金よりも高いというのはおかしいので、その部分はもう今後カットしていきますというふうに、財政のほうでもですね、指導はしてきております。今後も、各種補助金については、各科の担当課の課長の責任のもと、やはりその辺をちゃんと是正していただくように、今後も指導はしてまいります。次の活動費の予備費ですね、的なのは若干数、繰越しはオーケーなんですけど、もうその繰越し額と予算額、助成額が一緒というのは完全におかしいので、そういうことに対してはもう補助金対象外となる方向で検討しますよという話は、しておりますので、今後ともそれに向けてまた指導はしてまいりたいと思っております。以上です。

○山室昭憲議長 4番河内議員。

○4番河内克也 はい、4番、河内です。今、答弁でやっているということですが、ちょっと今から厳しいことを言います。もちろん補助金は必要です。村民の福祉の向上のため、団体そういった、団体というのは行政の補完的、仕事をされ、公共的活動に補助金を支出する、これは当然です。この指摘事項は、私は議席を頂いて、この決算審査というのは4回目ですが、全く4回同じことを指摘されています。ということは改善されてないということです。それから、私いつも見てますが、村の行財政改革計画、この中にも、補助金の見直しということで、明確な交付基準の策定を行い、これまでの経緯にとられることなく公共性公平性及び組織の育成に十分配慮しながら、補助金等の適正化に努め、交付要綱の整備を行いますとあります。こういった交付要綱の整備もされてないと思います。最後のほうに補助金の個別計画見直しの個別計画がありますが、交付要綱がないのがほとんどですね。で、今のあれだったらつくられました交付要綱、そういう指導されましたか。それをまず聞きますし、私がある本当頑張っておられる社会教育関係団体の決算辺りを見たときに、そこは真面目に活動されて、そして繰越金は全部村に返金ってことになってます。やはり公平性からしても、これは補助金額以上残っている。で、こうやって全部真面目に返される、そういうのはやはり、公平性の立場からも、絶対見直すべきです。で、何回も言いますが、4年間変わってないというのはちょっと、来

年はもうこういう指摘がないようにですね、監査委員さんにこう改善しましたというのを是非言っていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○山室昭憲議長 総務課長。

○藤本哲章総務課長 はい。総務課長の藤本です。今の質問にお答えいたします。交付要綱関係ですね、今総務課のほうでも整備的なできていなかったところをですね、要綱見直しをかけております。やはり今、河内委員から指摘がありましたとおり、各種各課でですね、やはり要綱等の見直しも進めていくような話をしております。で、各課から今補助金の要綱がなかったところについては、相談をされながらですね、修正をかけて行っておりますので、次年度におきましては、今指摘があったとおり、そういうことがないようにですね、やはり公平性を保ちながら、要綱を整備してまいりたいと思います。以上答弁を終わります。

○山室昭憲議長 はい、河内議員。

○4番河内克也 はい4番河内です。また当たり前のことですが、この決算を審査して、認定について結論を出す認定について、結論を出す、今このときです。今このときまでです。大事なこの決算の意義というのは、こういった反省事項改善指摘事項を確認して反省して、村長としてはその後の財政運営に生かすこと、予算編成に生かすこと、我々議員は、予算審議等、財政運営のチェックと指導に役立てる役立てるという意義があります。もう一度、我々議員も反省、去年も決算不認定で反省ということを行いました、是非行政のほうもですね、もう来年はこういう、指摘事項がないように是非取り組んで頂きたいと思えます。以上です。

○山室昭憲議長 ほかに質疑ありませんか。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

-----○-----

日程第4 認定第1号 令和5年度南阿蘇村一般会計決算の認定について

○山室昭憲議長 これから、日程第4、認定第1号、令和5年度南阿蘇村一般会計決算の認定についてを採択いたします。採決いたします。本案につきましては、各常任委員長の報告では、可決であります。各常任委員会の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○山室昭憲議長 全員賛成により、本案は原案どおり可決、認定することに決定

をいたしました。

-----○-----

- | | | |
|--------|---------|--|
| 日程第 5 | 認定第 2 号 | 令和 5 年度南阿蘇村国民健康保険特別
会計決算の認定について”一括議題” |
| 日程第 6 | 認定第 3 号 | 令和 5 年度南阿蘇村簡易水道特別会計
決算の認定について |
| 日程第 7 | 認定第 4 号 | 令和 5 年度南阿蘇村農業集落排水特別
会計決算の認定について |
| 日程第 8 | 認定第 5 号 | 令和 5 年度南阿蘇村生活排水処理事業
特別会計決算の認定について |
| 日程第 9 | 認定第 6 号 | 令和 5 年度南阿蘇村介護保険特別会計
決算の認定について |
| 日程第 10 | 認定第 7 号 | 令和 5 年度南阿蘇村後期高齢者医療特
別会計決算の認定について |
| 日程第 11 | 認定第 8 号 | 令和 5 年度南阿蘇村上水道事業会計決
算の認定について |

○山室昭憲議長 次に、日程第 5、認定第 2 号から日程第 11、認定第 8 号までの 7 議案を一括して採決いたします。本案につきましては、文教厚生常任委員長の報告では可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○山室昭憲議長 全員賛成により、本 7 議案は原案どおり可決し、認定することに決定をいたしました。

-----○-----

日程第 12 議案第 53 号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

○山室昭憲議長 日程第 12、議案第 53 号熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○山室昭憲議長 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

日程第13 議案第54号 南阿蘇村国民健康保険条例の一部改正について

- 山室昭憲議長 日程第13、議案第54号、南阿蘇村国民健康保険条例の一部改正についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。12番11番笠野議員。
- 11番笠野眞喜 はい。11番笠野です。この一部条例改正につきましては、高齢者方々の周知が徹底していないといけないと思いますが、その辺の周知の仕方とか、その辺り、分かっていたら、教えてください。
- 山室昭憲議長 健康推進課長。
- 園田秀也健康推進課長 はい。健康推進課長の園田でございます。笠野議員の高齢者など、マイナンバーを取得されてない方ですね、への対応という質問でございますが、まず、今回の条例改正は、現在発行している保険証が来年の7月末まで、利用することができます。ただし、今年の12月2日から、それ以降にですね、例えば、保険証を紛失しましたとか、そういった場合は再発行するときですね、マイナンバーを取得されてない方は、かわりに保険証のかわりに資格確認証というものをですね、発行するという条例改正でございます。また今、笠野議員の御質問でございます。高齢者など取得されてない方への対応ということですが、現在マイナンバーの取得率が村全体で82%であります。取得されてない方に対しましては、今後住民福祉課と連携をして、広報紙等で力を入れて普及にですね力を入れていきたいと思っております。また、マイナンバーを取得しているが保険証と連携されていないという方も一定数おられます。そういった方々に対しても、12月2日前にですね、期間を設けて、窓口を特別に設けて対応していきたいと思っております。先ほど、マイナンバーの取得率82%と言いましたがそのうちの約半数が高齢者ということですので、特に高齢者に対してですね、手厚く、普及ができるように考えております。また、施設に入所されている方もですね高齢者たくさんいらっしゃいます。そういった施設に入所されてる方に関しては、職員が施設を回ってですね、マイナンバー普及に努めていきたいというふうに、今後また努めていきたいと思っております。以上でございます。
- 山室昭憲議長 笠野議員。
- 11番笠野眞喜 11番笠野です。ありがとうございます。住民福祉課の通いの場なども利用してですね、一緒にそういう周知をしてもらおうと、高齢者の方は安心されると思いますので、よろしく願います。終わります。
- 山室昭憲議長 ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 これでは質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○山室昭憲議長 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第14 議案第55号 南阿蘇村村営住宅管理条例の一部改正について

○山室昭憲議長 日程第14、議案第55号、南阿蘇村村営住宅管理条例の一部改正についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○山室昭憲議長 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第15 議案第56号 南阿蘇村工場等設置奨励条例等の一部改正について

○山室昭憲議長 日程第15、議案第56号、南阿蘇村工場等設置奨励条例等の一部改正についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

○7番今村竜喜 はい、7番今村です。昨日の合同常任委員会においてですね、条例の新旧対照表などを出していただきまして、また地域みらい設置投資促進法に基づく事業計画の承認が必要だということも、分かりました。今回の条例の改正の一部に一部改正により、村有財産の売却となりました。企業もですね、それぞれに対応を考えられているというようなことを伺っております。そこで、第2回定例会時に新聞報道がちょうど入りましたけども、スーパートライアルを展開するトライアルカンパニート村内への立地に向けて協議していることが明らかとなっております。と同時に排水設備や店舗位置の基本計画策定などの費用も補正予算が提出され議決をされております。進出予定地の農業振興地域の除外申請や地目変更など、農業委員会への事務手続などもあるかと思えますし、地権者や地域住民への説明なども必要かと思われます。単

なる工業団地の用地取得に向けての事業推進とは若干違うかと思えます。新聞報道を村民の関心は高くいろいろと質問を多く受けることがあります。今後条例改正により該当するであろう誘致企業を目指しておられる進捗状況と契約、または覚書もしくは、協定書があるかと思えますが、進出予定時期について、お尋ねをいたしたいと思えます。

○山室昭憲議長 企画観光課長。

○野口幸広企画観光課長 企画観光課長野口です。今村議員の質問にお答えします。トライアルさんのことだと思いますがこの条例は今小売業は入っておりません。農振除外と同時にですね、小売業も該当するように、条例を一部改正したいと思えます。それから進捗状況ということですが、今基本計画を策定する業者と委託契約を結んでおります。それを見ながら委員さんにもですね開発協定、どうも結んでいきたいというふうに思っております。今日午後でもですねそういったことでトライアルさんから見られて一応打合せをするよう予定しております。以上です。

○山室昭憲議長 今村議員。

○7番今村竜喜 はい。7番今村です。今、答弁頂きましたけどもやはり新聞報道あたりが皆さん、しっかりこう、周知をされとるという方が、多いといえますかですね、もうすぐできるんじゃないかというような記憶というかその考えしか持っておられませんので、やはりこう手順を踏んで行く、いかなければできないわけですので、やはりこう、公表するタイミングというのがですね余りもはや過ぎると逆に、村は何をやってるんだというようなこと御指摘を逆に受ける部分があるかと思えます。ある程度こう目途が立ったとか、ここら辺ができるという部分が初めて分かった時点で進めていくべきっていうか公表あたりも進めるのが本当ではないかというふうに私は思えます。また本日の午後に社長等も来られるということですが、なかなか全員協議会なり何なりがあったときにはですね、いろいろこう、進出が決定すればですね、御挨拶を頂ければもしくは、担当する、常任委員会等もありますので、そういったところで議会とも1回はですねお会いできるならばというふうに考えておりますし、実際、トライアルグループは今、東急の跡をですね継いでゴルフ場、それから宿泊業というようなことでリゾート的な事業も展開されておりますので、初めてこられるわけじゃなくて近くにやられているわけでありまして、もう少し近い距離を持って対応ができればと思っております。今後について村長がどのようにお考えなのか、お尋ねしてみたいと思えます。よろしくお願ひします。

○山室昭憲議長 吉良村長。

○吉良清一村長 ただいまのトライアルにつきましてはですね村民の関心が非

常に高いというふうに関心、感じております。それから中松のスーパーが閉店して以降、住民の方がですね、とても不便だという話もたくさん伺っておりますので、今日も午後お見えになりますので、とにかく極力ですね、急いでできるように、まだいつ、いつオープンと、そこまではまだ話が煮詰まっておりますけれども、極力早く開店をしていただくようにしっかりお願いをしたいと考えております。

○山室昭憲議長 ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○山室昭憲議長 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程16 議案第57号 令和6年度南阿蘇村一般会計補正予算第3号について

○山室昭憲議長 日程16、議案第57号、令和6年度南阿蘇村一般会計補正予算第3号についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。辰巳議員。

○1番辰巳和美 1番辰巳です。議案57号補正予算について、村政施行20周年記念事業についてお尋ねします。全員協議会でも各議員からさまざまな意見が出ておりました。昨日の合同常任委員会でも事業に向けての時間がタイトであると課長が発言されております。しかしながら、20周年ということは明らかに分かっているのに、なぜ当初予算に掲げるか、もしくは前年度から議論を重ねることができなかったのでしょうか。期日も1月19日と寒い寒さの厳しい、ころです。村民の皆様も寒さゆえに参加されたい方も遠慮される方がいるのではないのでしょうか。暖かくなって式典を行うことはできないのか、再考の余地はないのか、お尋ねいたします。

○山室昭憲議長 総務課長。

○藤本哲章総務課長 はい。総務課長の藤本です。辰巳委員の質問にお答えいたします。令和6年度の当初予算にという話でしたけれども、基本的にですね1番最初村長及び副村長も我々、教育長も含めてですけれども、令和7年の2月の合併記念については、最初から話をしておりました。基本的に言えば、2月、来年の2月がですね、村長村議選ということもあって、どのようにするかということと、寒さ、1月は寒いということもあり、暖かい時期にやったらいいん

じゃないかという話も相当お話をいたしました。その中で、やはりもう選挙が終わった後にですね、この時期を見て、令和7年度の10月ぐらい、あったかい時期に皆さんが来れるように、整備を整備ちゅうか段取りですね、をしたほうが良いのではないかという結論に至りました。当初予算のほうにはもう計上せずにですね、今まで来ておりました。しかしながら前回、新上五島町のほうに皆さん20周年の式典に参加されたときに、執行部といたしましても、現執行部と議員さんの皆さんでですね、20周年をやったほうが1番、いいのではないかという結論に至りまして、急遽、今回の補正予算に計上しております。ただ本当に寒い時期ですので、本当調整は難しいと思いましたがけれども、なるべく、村民の方に集まっていたけるように努力しながら式典を成功させたいと思いますので、何も考えてなくではなくてですね、相当悩みながら、今回の補正予算に上げておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上答弁を終わります。

○山室昭憲議長 1番辰巳議員。

○1番辰巳和美 1番辰巳です。村に村の歴史に残る式典です。これから、十分に慎重審議を重ね、村民の皆様の方に残る式典ができることを期待して答弁を終わります。

○山室昭憲議長 ほかにありませんか。ありませんか。
[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 これで質疑を終わり、討論を行います。討論はありませんか。
[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 討論なしと認めます。本案に賛成の方は挙手をお願いします。
[全員挙手]

○山室昭憲議長 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第17 議案第58号 令和6年度南阿蘇村国民健康保険特別会計補正予算第1号について

○山室昭憲議長 日程第17、議案第58号、令和6年度南阿蘇村国民健康保険特別会計補正予算第1号についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わり、討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 なしと認めます。これで討論を終わります。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○山室昭憲議長 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第18 議案第59号 令和6年度南阿蘇村介護保険特別会計補正予算第2号について

○山室昭憲議長 日程第18、議案第59号、令和6年度南阿蘇村介護保険特別会計補正予算第2号についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わり、討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○山室昭憲議長 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第19 議案第60号 令和6年度南阿蘇村後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について

○山室昭憲議長 日程第19、議案第60号、令和6年度南阿蘇村後期高齢者医療特別会計補正予算第1号についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わり、討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○山室昭憲議長 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第20 議案第61号 令和6年度南阿蘇村簡易水道事業会計補正予算第1号について

○山室昭憲議長 日程第20、議案第61号、令和6年度南阿蘇村簡易水道事業会計補正予算第1号についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 討論なしと認めます。討論を終わり、本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○山室昭憲議長 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第21 議案第62号 令和6年度南阿蘇村下水道事業会計補正予算第1号について

○山室昭憲議長 日程第21、議案第62号、令和6年度南阿蘇村下水道事業会計補正予算第1号についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 討論なしと認め、これで討論を終わります。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○山室昭憲議長 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第22 議案第63号 財産の無償貸与について

○山室昭憲議長 日程第22、議案第63号、財産の無償貸与について、村営住宅原尻団地を議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○山室昭憲議長 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第23 閉会中の継続調査について

○山室昭憲議長 日程第23、閉会中の継続調査についてを議題といたします。各委員長より、所管事務調査及び付託中の事務調査について、タブレットに配付の閉会中の継続調査申出一覧表のとおり申出がっております。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山室昭憲議長 異議なしと認めます。よって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

-----○-----

○山室昭憲議長 お諮りいたします。本定例会中、誤読によるもの及び議決の結果、その条項、字句、数字等の整理、訂正を要するものにつきましては、会議規則第45条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山室昭憲議長 異議なしと認めます。したがって、条項字句、数字等の整理訂正は議長に委任することと決定をいたしました。

-----○-----

○山室昭憲議長 以上で、本定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。会議規則第8条の規定により、令和6年第3回南阿蘇村議会定例会を閉会いたします。

一同その場に御起立をお願いします。

礼。

お疲れした。

-----○-----

午前10時38分 閉会